



新津商工会議所

No.318-1 2012年12月18日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

新春賀詞交歓会参加者募集

会員同士、会議所と会員との親睦を図るため、お1人でも多くのご参加をお待ちしております。

日時：1月11日(金)
会場：新森ホール(新津本町4-13-11)
記念講演：15:00~16:30



講師：ジャーナリスト
須田 慎一郎 様
テーマ：「取材現場から見た日本経済の行方」
～金融・経済・政治……どうなる日本～

パーティー：16:45~18:30

参加費：講演会聴講は無料
パーティー参加費 5,000円

申し込み：12月27日(木)までに当所まで(TEL:22-0121)

インフォメーションVol.28発刊



および2013年カレンダー配布のご案内

インフォメーションVol.28の主なトピックス

*生命保険料控除制度の見直し *記帳、税務 個別相談会予定表
*新潟市制度融資のご案内 *意識したことありますか?最低賃金 etc...

新津商工会議所会員限定カレンダー

2013年のカレンダーも前回大変ご好評頂きました全国のSLの写真を使用したデザインとなっております。1枚めくると裏に日本地図が描かれています。ぜひお使い下さい!

年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

日時：1月15日(火)・16日(水)
9:00~12:00 / 13:00~16:00

会場：新津商工会議所 3F

対象：新津地域で個人事業を営む方

持ち物：年末調整の書類一式(税務署より郵送済み)



平成24年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)
生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の所得控除証明書
国民健康保険料払込金額の確認
控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認
税理士関与の方はご遠慮ください。

平成24年分年末調整の改正点

「納期の特例」の変更

「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

通勤手当の非課税限度額の変更

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わり、運賃相当額(最高限度：月額10万円)までが非課税とされる措置が廃止されました。

距離比例額(交通用具を使用して通勤する人の通勤距離に応じて定められる一定金額)までは非課税です。(下記の表参照)

給与所得者が受ける通勤手当(非課税範囲)
次表に掲げる金額以下の金額(1ヶ月あたり)

		交通機関等を利用する者	100,000円
自転車等の交通用具のみを利用する者	通勤距離が	片道45km以上	24,500円
		35km以上45km未満	20,900円
		25km以上35km未満	16,100円
		15km以上25km未満	11,300円
		10km以上15km未満	6,500円
		2km以上10km未満	4,100円
			全額課税

この改正は平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当から適用されています

平成25年4月1日から 改正高年齢者雇用安定法が施行されます!

【改正高年齢者雇用安定法の主な内容】

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合に、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることが出来る仕組みが廃止されます。
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲拡大
継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲を、グループ企業まで拡大する仕組みが設けられます。
3. 違反企業に対する企業名公表規定の導入
高年齢者雇用確保措置()を実施していない企業には、労働局、ハローワークが指導・勧告を行い、なお違反が是正されない場合は企業名を公表することがあります。
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定
事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠が設けられます。

()高年齢者雇用確保措置とは・・・

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次のいずれかの措置をとることが義務づけられています。

(1)定年の引上げ(2)継続雇用制度の導入(3)定年の定め廃止

詳しくはハローワーク新津(TEL:22-2233)へお問い合わせ下さい。





新津商工会議所

No.318-2 2012年12月18日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

消費税の届出はお済みですか？

課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

課税事業者とは？

- ・基準期間における課税売上高が1,000万円を超える方が該当します。平成23年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成25年分の消費税の課税事業者に該当します。

事業者免税点制度の適用要件が見直されます

平成25年1月1日以後に開始する年または事業年度については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間()の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することも出来ます。

()特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間をいいます。

簡易課税制度について

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成25年分から簡易課税制度を適用して申請する方は、平成24年12月31日(月)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注1) 簡易課税制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税(簡易課税制度を選択しなかった場合)により計算すれば還付となるような場合でも、還付を受けることはできません。

(注2) 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

1月9日(水)・2月5日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

1月8日(火)・2月12日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



平成25年3月末「中小企業金融円滑化法」が終了！

平成21年12月、中小・零細企業の事業主の方々や、住宅ローンの借り手の方々を支援するため、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めることなどを内容とするものであり、平成25年3月末で終了となります。

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	0.95%~3.05% 設備資金に関しては、融資実行後2年間金利を0.5%引き下げとなります。
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.45%

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.75%
--------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- 原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- 最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- 常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- 所得税、法人税等の税金を完納されている方
- 日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)

新潟市緊急経済対策(金融支援)

緊急経済対策の一環として、年末、年度末の資金需要に応えるため、下記のとおり制度融資の改正が行われました。

1. 中小企業資金繰り円滑化借換融資ご利用制限の撤廃
中小企業資金繰り円滑化借換融資について、1企業1回限りの利用制限を撤廃し、既往借入金の返済負担軽減と資金繰りの改善を支援します。これにより過去に利用された方も利用可能となります。
2. 経営支援特別融資の信用保証料補助の拡充
経営支援特別融資の信用保証料補助について、年末、年度末の資金需要へ対応するため、信用保証料の補助を拡充し、中小企業の負担軽減を図ります。

【現行】		拡充	【改正後】	
融資額	補助割合		補助割合	
300万円以内	100%	➡	100%	
300万円超~1,000万円以内	50%		75%	

1及び2の取扱期間：平成24年12月1日~平成25年3月31日融資実行分
問い合わせ：新潟市経済・国際商業振興課金融係(TEL:025-226-1629)